
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 第 390 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 390 回企業会計基準委員会（2018 年 8 月 13 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

時価に関する会計基準等で取り扱う範囲の検討

2. 時価に関する会計基準等で取り扱う範囲の検討におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産及び仮想通貨に関する議論は、会計基準等の結論の背景にわかりやすくかつ簡潔に記載することが必要であると考えられる。特に、審議資料に記載されている仮想通貨について時価に関する開示を求めない理由の記載はわかりづらいため、見直す必要があると考えられる。

時価の定義及びガイダンスに関する会計基準の文案の検討

3. 会計基準が適切に適用されるようにするとの観点から、読み手が正確に理解できることが重要であり、全体としてわかりやすくなるよう、引き続き表現を見直していくことが考えられる。
4. 基準諮問会議におけるコメントにもあったように、「時価」と「公正価値」の違いについて整理することが必要ではないか。

時価の定義及びガイダンスに関する設例の検討

5. 貸付金の時価算定における信用スプレッドの設定方法に関する設例を追加しないことについて同意する。

金融商品の時価に関する開示項目の検討

6. 時価に関する各開示項目については、各開示項目の有用性が高いとはいえ、ありきたりな開示になる可能性があり、大幅に簡略化することを考えてもよいのではな

審議事項(3)-4

いか。特にレベル3の時価に区分される金融商品に関する期首残高から期末残高への調整表については、作成者の負担に比して有用性が低いのではないかと考えられ、また、ブローカー価格を利用している金融商品については、レベル3の時価に区分される場合に要求される開示項目に対応できない可能性があると考えられる。

レベル3に区分される金融商品に重要な変動があった場合に、その理由を説明することが時価に関する開示において重要な点であると考えられ、IASBによるIFRS第13号の適用後レビューでも一部の開示項目の有用性に疑念が提起されていることも踏まえ、IFRS第13号の要求事項をすべて取り込むのではなく、最低限必要な開示項目は何かという観点から検討すべきではないか。

以 上